

## 北里大学秦藤樹博士記念学術奨励賞表彰規程

平成18年 9月15日制定

平成20年 4月 1日改正

平成26年11月21日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学におけるがんに関する研究及び医療に功績のあった研究者、医療従事者等に対する秦藤樹博士記念学術奨励賞(以下「奨励賞」という。)の表彰に必要な事項を定める。

(応募資格)

第2条 奨励賞に応募できる者は、本学に所属する研究者、医療従事者等とする。

(表彰対象)

第3条 表彰の対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) がんの予防、医療、看護等に関する研究業績が顕著な個人又はグループ
- (2) がん患者の治療及びケア等、医療技術の向上に貢献した個人又はグループ
- (3) 前2号のほか、特に表彰に値する個人又はグループ

(応募方法等)

第4条 奨励賞の応募は、募集要項に定めるところにより所定の推薦書及び候補者調書を学長に提出する。

(表彰)

第5条 受賞者には、表彰状及び奨励金を授与する。

2 奨励金額は、1件金25万円とし、年2件以内とする。

(奨励金の資金)

第6条 本奨励金は、秦家からの寄附金を財源とする。

(選考委員会)

第7条 奨励賞受賞対象者を選考するために選考委員会を置く。

2 選考委員会は、北里大学学術奨励研究助成審査委員会がその役割を担う。

(事務局)

第8条 本規程に係わる事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、北里大学学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

本規程は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

本規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成26年9月1日から施行する。